

令和 5 年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

少子高齢化が進展する日本において総人口の減少が続いており、これらに起因する様々な社会問題を見聞きする機会が増えております。とりわけ社会保障制度の脆弱化は増々深刻化しており、社会福祉協議会もその動向に注視しているところです。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合は高止まりしており、家族介護力や地域の共助力の低下などから福祉サービスの需要は増加傾向にあります。また、認知症に起因する問題に関して社会的関心が高まっていますが、認知機能の低下した人と同じ地域で共に暮らしていくためにどのように向き合い、何が必要なのかという議論が十分なされていないと感じます。

このような状況下で社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の砦」として、何を果たすべきかを常に考え、活動を通じて村民の皆様と喜びを共有し、幸せを数多く感じることが出来る地域づくりを目指します。

社会福祉協議会では現在、令和7年までに整えなければならない「地域包括ケアシステム」の導入がはじまり、その一環として「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。また、介護保険で補えない部分においては、現在実施している「ほっとサポート事業」や「べんりサポート事業」で補い、村民の皆様が健康で末永く上野村で生活出来ることに寄与できればと考えています。

今後は、「地域共生社会」を実現するための新たな取り組みとして「重層的支援体制整備事業」が開始されています。このことにより高齢者を始め、障がい者や子供、母子や父子家庭、生活困窮者等へ一体的な支援を提供することが可能となりました。

上野村の充実した福祉の実現に向けての課題は多くあります。多様化・複雑化が進んでおり、困難性は年々増していますが、職員一人ひとりが日ごろから自己研鑽に努めることはもとより、村民の皆様からの信頼を得ることによってこれらの課題は解決できると考えております。村民の皆様のために役職員一丸となって努めて参ります。

Ⅱ 重点目標

1. 職員の意識改革

(1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底に努め、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶励行を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりに努めます。

(2) 職員（関係者）会議の推進

利用者本位のサービスの提供やご家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及びご家族に必要なサービスを常に考え、各々の職員から意見を取り入れて質の良いサービスの提供に努めます。

(3) 職員の資質の向上

利用者等に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上に努めます。

(4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業や障がい者支援を行っております。今後は障害者総合支援法に基づく障がい者福祉の充実や児童福祉事業、子育て世代へ支援の実施等にも努めます。

(5) 受託事業の拡大

現在実施しているほっとサポートやべんりサポート事業等において、地域住民の要望に応えられるように柔軟な事業の取り組みに努めます。

(6) 住民参加による地域福祉事業の実施

住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

(7) 安全運転の実施

近年、運転者の不注意による交通事故やあおり運転が増加傾向にあります。職員一人ひとりが社協職員であることを意識し、安全運転に努めます。また、令和4年10月より機器を使用したアルコール検査が義務となり、運転する職員には検査を適切に実施します。

(8) その他

村民のために社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施に努めます。

2. 社協役員の意識改革

(1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより理事としての知識の向上に努めていただくと共に確実な経営を目指します。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等に対応できる、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての知識を高めていただくよう努めていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役割です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての知識の向上に努めていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご提案やご意見をいただける会議としていきます。

3. 事業目的

(1) 居宅介護支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業（訪問ヘルパー）・居宅介護事業（障害者訪問介護）

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助することを目的とする。

(3) 通所介護事業（デイサービス）

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供する。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。

(5) 生活福祉センター

65歳以上の単身・夫婦世帯の入居者及び障がいをもつ入居者が安心して健康で明るい生活を送れるように、住居と様々なサービスを提供します。安否確認、生活相談、緊急時の対応、各所への情報共有を基本サービスとし、その他の必要な支援については、配食サービスや、介護保険サービス、ほっとサポートなどで補い、入居者ができるだけ長く自立した生活を送れるよう支援します。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者や障がい者等に食関連サービスに係る調査・利用調整及び配食サービスを積極的に行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図り、在宅での自立を支援することを目的とする。

(7) 障がい者地域活動支援センター

在宅の身体・知的・精神障がい者等に対して仕事（作業訓練）の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

(8) ほっとサポート事業

上野村に居住する65歳以上の一人暮らし、二人暮らし高齢者及び同居する家族のいる高齢者や障がい者の、日常生活の支援及び援助をすることによって、介護度の進行及び要介護状態にならないように予防することさらに突発的な出来事により、介護者が介護できなくなった場合に介護福祉施設及び生活福祉センターを活用したショートステイ等を行い、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村においては介護を必要とする方や子供に対するサービスは充実している一方、介護を必要とはしていないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯・産前産後の女性の方などを手助けするため職員を派遣し、日々の生活を援助する事業です。

(10) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障が

い者などのうち、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域や居宅において自立した生活が送れるよう、利用者が群馬県社会福祉協議会、上野村社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用、金銭管理、行政等への事務手続き、通帳等の預かりを支援するものです。

これらは、社協職員が務める専門員の指導の下、専門能力のある方や、研修を受けた一般の方が務める生活支援員が実施します。専門員や生活支援員は、利用者の生活全般に渡る相談を受け、上記支援や他の事業に結び付ける役割を担っています。

(1 1) 法人後見事業

成年後見制度は判断能力が十分でない方に法的な保護をする後見人を選定することにより、その生活を支えていく制度です。その事務は幅広く、ニーズも各々の生活状況や財産状況によって様々です。後見期間が長期になると、個人である第三者では後見事務を担うには限界があります。また、資産が少なく後見に対する報酬を準備できない場合、後見人を見つけることが困難となります。

法人後見事業を実施することにより、多くの課題や長期の支援が必要なケースについて社会福祉協議会が関与でき、被後見人にとって必要な支援を見つけ、各種福祉サービス等を提供していきます。

(1 2) 指定特定相談支援事業

指定特定相談支援事業は、障がいがある方の相談を専門に受け付ける事業で、生活上の悩みや問題に対応します。具体的には障がいのある本人や家族等からの相談対応や必要な情報の提供、福祉サービスの利用のサポートや権利擁護のために必要な支援を行います。「障がい者の介護支援専門員」のような存在として、評価（アセスメント）や観察（モニタリング）を通して要望（ニーズ）を探り、必要な支援を計画し、実行するようにします。

4. 事業への取組

(1) 居宅介護支援事業

住み慣れた上野村で生活が続けられるように支援していきます。

日常生活で困っている方の情報の把握や相談を受け、必要なサービスが受けられるように説明や手続きなどの支援に努めます。

サービス利用されている方へは、意向や状況を把握するために訪問や面談をし、内容によって、日常動作や生活環境、サービス内容での不都合になっている点の確認・助言を行い関係事業所への情報提供等の

検討を行い、場合によっては訪問に同行していきます。

令和5年度は引き続き、在宅生活が困難になる前の早期から家族に関わりを持ち、状況を理解していただき、積極的に関与してもらえるように努め、関係各所との調整がスムーズに行えるよう連携に努めます

現在、家族と疎遠になっている村民もあり今後の生活について、提供するサービスやそれを行うための問題点などの検討を行い、より長く上野村で生活を続けられるよう、援助することに尽力いたします。

今まで以上の満足できるサービス利用をしていただけるように努めます。

(2) 訪問介護事業(高齢者ホームヘルプ)・居宅介護事業(障がい者ホームヘルプ)

訪問介護事業の利用者数は施設入所等により減少傾向にあるのが現状です。

令和5年度は、訪問介護事業所では既存のサービスを行うと共に、現状確認や安否確認を行い、柔軟に対応し適切な支援を行っていきます。また、現在は介護予防・日常生活支援総合事業の利用者が多いため、包括支援センターや保健福祉課と連絡を取り合い利用者の変化を早期発見し、少しでも長く元気生活が続けられるように支援していきます。

また、居宅介護事業については、利用者の状況や個人の特性を理解し、個々にあった適切なサービスを提供し支援していきます。

村民の皆様が安心して、少しでも長く上野村での生活が続けられるように努めていきます。

(3) 通所介護事業(デイサービス)

利用者や家族が安心して在宅生活が送れるようなサービスを行っていきます。

令和5年度は、引き続き多様性のあるサービス提供の充実化を図ります。家族のニーズや利用者様の状況に応じ、可能な限り対応していきけるようにしていきます。また、現在利用されている方の年齢層も高く、独居生活の方も多くなりました。体調の変化などに注視し、早期発見に努め、異変など感じた際は直ぐに関係機関に連絡し、少しでも長く在宅生活が送れるように努めます。

令和4年度同様に、状況に合わせた感染症対策も行っていきます。

利用者が楽しく安全に利用して頂けるように職員一人一人努力をしていきます。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業(グループホーム)

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活が送れるように365

日24時間体制で介護等の支援を行っていきます。

令和5年度は体操やリハビリを積極的に行い、入居者の身体機能の維持や低下予防に努めることで今の生活をできるだけ長く続けていただけるよう支援して行きます。

施設内でのイベントや個人の趣味などを活かした活動を充実させ、コロナ禍で地域との交流が少ない中での生活を充実させていきます。

また、新型コロナウイルスを含めた感染症の予防に努めます。

(5) 生活福祉センター

入居者の皆様が安心して健康で明るい生活を送れるよう、住居部分を含めた生活の場と様々なサービスを提供します。

入居者全員へ提供する基本的なサービスは、個別の計画をもとに安否確認、生活相談、健康相談、緊急時の対応を実施します。

入居者の皆様との信頼関係を第一とし、入居者の安心につながるような関係づくりを目指します。

令和5年度は、新型コロナウイルスの制限緩和が社会全体で浸透しつつある中、感染防止と入居者の生活の質を維持向上出来るよう、関係機関と連携を図り実行します。

(6) 配食サービス

高齢者だけで暮らしている家庭や日中高齢者だけになる家庭や障がい者等に対して健康や栄養面の援助を行います。また、配達時に声掛けを行い、安否確認も行います。体調不良や緊急の場合は関係各所に連絡を取り、素早い対応ができるように努めます。

食べやすい食材や調理方法で季節に合った行事食などを取り入れ、利用者に食事に関心をもっていただき、毎日の食事を楽しみにしていただけるように努めます。

令和4年5月、厨房を給食施設として保健所に届け出をし、HACCPという食品業界では一般的な国際基準に基づく、食品衛生管理を始めました。衛生管理計画を保健所に提出し、それに基づき、各種検査を記録し、効果を定期的に検証します。

(7) 障がい者地域活動支援センター

国の実施する「重層的支援体制整備事業」のうち「地域活動支援センター機能強化事業」により、地域活動支援センターⅢ型の基準を満たすことが求められています。職員を補充したことで基準に達し、安定して支援を提供する体制が整ったことで利用者が地域で長く生活を続けられる可能性が高まったと考えています。

村内関係機関や企業より多くの仕事を発注していただいておりますが、利用者の高齢化に伴い作業効率や利用率の低下等があり、引き続き課題となっています。

(8) ほっとサポート事業

生活支援体制整備事業の一環として上野村内で一人でも多く従来の在宅生活を続けていただけるように、買い物同行援助や送迎支援などを行っていきます。

令和5年度は、コロナの影響による孤立や身体機能の低下などの懸念がある方の早期発見や予防ために高齢者訪問等に力を入れ、村民個々の変化などに注視し、包括支援センターや保健福祉課と相談に必要な支援を行えるように努めます。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村において介護は必要ではないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯や出産前後の女性などがまだまだ多くいます。それらの方々が上野村で安心して末永く生活できるように専門職員を派遣し、日々の生活を援助していきます。

令和5年度は、村民からの需要の高い「粗大ごみの回収」を中心に行います。また、「産前産後ヘルパー」を積極的に対応すると共に必要に応じた支援を展開していけるよう努めます。

(10) 日常生活自立支援事業

令和5年度も、関係機関との連携により、支援の必要な利用者を早期に発見すること。利用者の生活向上につながる支援を行うこと。適切な金銭管理を行い、利用者の財産を維持すること等に、取り組んでいきます。

リハビリ療養により村外に一時的にいる方にも、引き続き支援を行います。また、本事業利用者が、当会を後見人とする、法人後見に移行することが出来ましたので、切れ目のない支援を出来る体制を維持します。

上野村社会福祉協議会では、昨年4月より県社協から直接委託を受け、単独で本事業を行うことが出来る基幹社協になりました。このことにより、利用者の需要に素早く対応することが出来るようになりました。現在4名の方が利用され、安定した生活を過ごされております。

今後は関係機関と連携し、本事業の対象になる方を把握し、上野村社会福祉協議会単独で動くことのできる即応力を生かし、必要に応じて支援します。また、本事業は今後、法人後見事業に移行する可能性のある方も含まれておりますので、社協として、長期的に支援出来る体制を整

えます。

(1 1) 法人後見事業

令和4年に、法人後見運営委員会に後見受任を諮り承認頂いた事案が、家庭裁判所より、当会を単独で保佐人とする審判を頂きました。被保佐人の生活に支障がないよう、充分に支援致します。また、日常生活自立支援事業利用者を始めとする、身寄りの少ない又は協力が得られない高齢者や障がい者等、法人後見が必要と思われる方の早期発見。村民に後見制度の理解促進を図っていきます。

(1 2) 指定特定相談支援事業

村にサービス等利用計画を承認され、それに基づき、居宅介護事業所と共に個別計画を作成し、家事援助を行いました。今年度はさらに本事業を必要とされる方の早期発見。村民に本事業の理解促進を図っていきます。

5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進するため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載していきます。

6. 各種募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動等の募金活動に積極的に協力し努力します。

7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の異動などを定期的に行い、職員個々の能力の向上を目指します。

また、職員の資格取得のサポート、外部機関で実施される研修への参加を促進します。職員が積極的に業務に対して提案できるように職員提案制度をしっかりと活用します。

8. 地域福祉事業への取り組み

現在行われている友愛訪問や地域サロンのほかに、各地区における共助が必要となっています。しかし、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ほっとサポート事業やべんりサポート事業を通して介護度の進行及び要介護状態にならないように予防し、在宅で自分らしい生活をしていけるように支援していきます。また、他者との交流が少ない高齢者等へは積極的に訪問し上野村内の孤独死を少しでも防げるように努めます。

9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後益々の村の福祉発展や向上及び充実のため、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を維持しながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備し確立するための助言や協力等を実施していきます。

10. 災害時の対応

上野村内にて発生する可能性のある様々な災害を想定し、職員の行動などを事前に考え想定します。同時に要配慮者等の避難想定も考えていきます。

災害発生時、上野村の災害ボランティアセンターの設置要望をもとに迅速にセンターの設置運営を行います

災害などの発生時には村民の避難誘導や介護の必要な方の受け入れを積極的に行うと共に、被災者や被災地域に必要な援助を行います。また、避難者への食事提供や毛布等の提供を行います。

11. 事業継続計画（BCP）について

自然災害や感染症災害発生時、社会福祉協議会にて継続すべき事業を明確にし、災害ごとに対応策を作成いたします。また、優先順位を低くした事業に関しても早期に再開できるように努めます。

12. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に認知していただくため、各地域に出向き「地域福祉活動や各種活動」を行うこととします。